

居宅介護支援 重要事項説明書

ケアプラン事業所クスカメ
(介護保険事業者番号 2674101643)

ケアプラン事業所クスカメ 重要事項説明書

当事業所はご利用者様に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1、運営法人の概要

- (1) 法人 合同会社ケアプラン事業所クスカメ
- (2) 法人住所 京都市山科区小山一石畑55番地4
- (3) 電話番号 075-595-7617
- (4) 代表者氏名 代表社員 後藤 泰彦
- (5) 設立年月日 令和元年12月17日

2、事業所の概要

- (1) 事業種類 居宅介護支援事業所
- (2) 事業所名 ケアプラン事業所クスカメ
- (3) 事業所住所 京都市山科区小山谷田町46番地3
- (4) 電話番号 075-205-4239
- (5) 事業所番号 2674101643 令和2年3月指定
- (6) 管理者氏名 後藤 泰彦
- (7) 事業所の職員体制 主任介護支援専門員1名（管理者兼務）
- (8) 通常の事業の実施地域 山科区、伏見区
- (9) 営業日等
営業日 月曜日～金曜日（年末年始12/30～1/3を除く）
営業時間 9:00～18:00

3、提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) モニタリングの実施（月1回ご自宅に訪問します）
- (3) 要介護認定の申請代行
- (4) 給付管理業務
- (5) 介護保険施設の入退所に係る援助
- (6) 相談援助

4、費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10.7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
II	45件以上60件未満	5,820円/月	7,532円/月
III	60件以上	3,488円/月	4,515円/月

※IIとIIIについて：45件以上の部分について算定

(2) 交通費

2の(8)の通常の事業の実施地域での業務を行う場合は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて業務を行う必要がある場合、公共交通機関やタクシー代をの実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、1kmあたり20円の交通費と、駐車場を利用した場合は、その実費をいただきます。

5、居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会に加入し、担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する 担当者及び責任者	後藤泰彦
虐待防止に関する 委員会	山科・醍醐小規模居宅介護支援事業所ネットワーク 虐待防止委員会

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために外部研修を受講しています。

7、感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、利用者、従業者の感染症の予防及びまん延の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会に加入し、担当者及び責任者を選定しています。

感染症予防に関する 担当者及び責任者	後藤泰彦
感染症予防に関する 委員会	山科・醍醐小規模居宅介護支援事業所ネットワーク 感染対策委員会

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

8、サービス内容に関する苦情等相談窓口

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、営業時間内に以下の専用窓口で受付けます。

苦情受付担当者 主任介護支援専門員 後藤 泰彦

- (2) 当事業所以外に、他の居宅支援事業所・各区役所支所・国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けています。

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 後藤泰彦 ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話(075-205-4239)
京都市山科区保健福祉センター健康長寿推進課 京都市伏見区保健福祉センター健康長寿推進課 深草支所 醍醐支所	受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号：075-592-3290 電話番号：075-611-2279 電話番号：075-642-3603 075-571-6471
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

9、緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

10、秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。
事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

10、身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

重要事項の説明に係る同意書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

合同会社ケアプラン事業所クスカメ

職 名 主任介護支援専門員

氏 名 後藤 泰彦 印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(署名代行者) 住 所

氏 名 印

続 柄